

## 鶴ヶ島市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

### 1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

### 3 監査の対象

- (1) 健康福祉部 脚折児童館
- (2) 総合政策部 秘書広報課
- (3) 市民生活部 南市民センター
- (4) 市民生活部 北市民センター
- (5) 市民生活部 大橋市民センター
- (6) 市民生活部 生活環境課

### 4 監査の着眼点

令和2年度（4月から8月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

## 5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料をもとに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

## 6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和2年10月13日

## 7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

## (1) 健康福祉部 脚折児童館

### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 脚折児童館事務経費

地域の子育て支援の拠点として児童の居場所、安心・安全な活動の場を提供し、児童の健全育成を図る経費。

主には、会計年度任用職員(児童厚生員及び夏季補助員)の報酬である。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら、地域における子育て支援、児童健全育成の拠点として、効果的な運営を行う。

#### (イ) 脚折児童館維持管理経費

事業の実施にあたり、担当職員の健康保健衛生管理及び施設の維持管理に係る経費。

職員の保菌検査を年4回実施する。4月と7月は実施済である。

7月には園庭の滑り台の撤去、新設を行った。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

## (2) 総合政策部 秘書広報課

### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 広報つるがしま発行経費

広報紙を通して、市政情報などを広く市民に周知するための経費。

広報つるがしまの発行（月1回、臨時号）と全戸への配達委託業務、点字と声の広報発行等を行い、滞りなく市政情報や地域情報を発信している。

今後も引き続き、広報紙による情報発信を行い、市民と情報を共有することで市民生活の利便性の向上を図っていく。

#### (イ) 秘書事務経費

市長及び副市長が鶴ヶ島市を代表し、外部との交渉や交際を行うために必要な経費及びその秘書事務を行うために必要な経費。

市長及び副市長が会議やイベント等へ出席する際の公用車運転手の業務委託料、出張の際の有料道路通行料、新聞購読料等が含まれる。

市長及び副市長が円滑に市政運営を行えるよう、今後も引き続き秘書業務を継続していく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

### (3) 市民生活部 南市民センター

#### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

##### (ア) 南市民センター維持管理経費

利用者が安心安全かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料、使用料及び賃借料を執行する。

- ・利用件数 366件
- ・利用人数 2,699人
- ・定期利用団体数 85団体

※ いずれも令和2年8月31日現在

##### (イ) 特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会支援事務 地域における課題の解決を図っていくために、特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会と下記の共催事業を行う。

- ・子育てサロン
- ・高齢者学級（ふれあい学級）
- ・人権講演会
- ・高齢者福祉介護セミナー
- ・地域課題講座
- ・健康講座
- ・防災講演会

今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、地域課題の解決に向けて、これらの事業を進めていく。

#### イ 評価・意見・要望

##### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

##### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

##### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

##### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

##### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (4) 市民生活部 北市民センター

##### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

##### (ア) 北市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための必要経費。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた市民センターの運営を行うために必要な物品の整備など、利用者の安心、安全な利用に供するための対策にシフトして執行している。

引き続き、適正な維持管理を行う。

##### (イ) 北市民センター空調更新経費

空調機の冷房能力が低下していることから、利用者の健康面等を考慮し、空調更新工事を実施する経費。

本年度の空調設備保守点検において、集会室系統に経年劣化による不具合が確認された。そのため、同時期に設置した児童館系統と合わせて更新を行うものである。

空調更新工事設計業務を令和2年8月11日に契約締結し着手済である。

設計業務完了後、直ちに工事請負契約を行い、年度内に工事完了を予定している。

##### イ 評価・意見・要望

##### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

##### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

##### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

##### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

##### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

## (5) 市民生活部 大橋市民センター

### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 大橋市民センター排水設備復旧経費

令和元年10月の台風19号の影響により浄化槽が破損し、土砂等の流入による浄化槽の機能不全と周囲の地盤沈下の危険性が生じたため、破損した既存浄化槽を更新するとともに浄化槽の適正規模の見直し(170人槽(2槽)から51人槽(1槽)に更新)を行う経費。

工事は、7月に完了した。

今後は「大橋市民センター維持管理経費」の中で浄化槽維持管理業務を外部委託し、法定検査を含む適切な浄化槽の維持管理を行っていく。

#### (イ) 大橋市民センター空調更新経費【繰越明許費分】

老朽化により空調機能の低下した集会室・学習室等及び大橋児童館、図書館大橋分室等の空調設備の更新を行うとともに、大橋児童館遊戯室に空調設備を新設する経費。

令和元年度からの繰越明許費として執行し、工事は7月に完了した。

今後は「大橋市民センター維持管理経費」の中で冷暖房設備保守点検業務を外部委託し、適切な空調設備の保守管理を行っていく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

## (6) 市民生活部 生活環境課

### ア 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

#### (ア) 公害対策経費

生活環境の保全を図り、市民の健康で文化的な生活を保護するため、生活に関連した公害の状況調査を実施する経費。

水質汚濁・地下水水質調査業務、大気汚染調査業務、騒音・振動調査並びに自動車騒音常時監視業務を行う。また、併せてアライグマの防除（捕獲）も行う。

今後も、環境法令で定められている環境基準等に照らして、継続的に公害の状況を調査していく。

#### (イ) 不法投棄物処理対策経費

良好な生活環境の保全のため、市内の不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の回収・処分を行う。

不法投棄防止パトロールでは、週1回、市内全域を巡回しながら投棄物を回収している。不法投棄された処理困難物の処理は、業者委託により実施している。また、不法投棄禁止看板の作成及び配付を行う。

今後も、市の環境美化及び環境保全のため、継続的に実施していく。

### イ 評価・意見・要望

#### (ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

#### (イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

#### (ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

#### (エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

#### (オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。